

## 主任介護支援専門員について

### 1 管理者要件の改定について

平成30年4月1日～

事業所管理者の要件＝主任介護支援専門員であること

《経過措置》 令和3年3月31日までの間

管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置が可能



令和3年4月1日からは、管理者は主任介護支援専門員でなければならない

管理者が主任介護支援専門員でない事業所

令和3年3月31日までに、管理者自身が主任介護支援専門員になるか、  
または主任介護支援専門員を新たに雇用し管理者を変更する必要があります。

### 2 主任介護支援専門員研修について

主任介護支援専門員になるには、主任介護支援専門員研修の受講が必要です。主任介護支援専門員研修は、毎年度、埼玉県介護支援専門員協会において実施されておりますので、受講を希望される場合は、要件等を同協会のホームページでご確認のうえお申込みください。

一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会ホームページ

<http://www.saitama-cm-learninig.com/>